

研究の窓

女性のライフ・サイクルと社会保障

一番ヶ瀬 康子

いま女性のライフ・サイクルさらにライフ・スタイルは、大きく変化してきている。かつて A. ミルダルと V. クラインが「婦人の二つの役割」(Women's Two Roles, 1962年)で指摘したように、昔は人生50年、子どもは4, 5人、さらに育児、家事労働に時間がながくかかっていた。その人生において、女性は、さいごの子どもを育てると、あとのこりの人生はわずかの期間しかのこされておらず、結局は、妻ならびに母としての人生のみでその生涯を終えていた。しかし、現在は違う。人生80年、子どもは1人か2人、そして家事労働へかかる時間は、かつての半分ぐらいになってきている。子育てが終ると、多くの人は、30年以上の人生がのこされているのである。また、生涯における余暇時間も、かつての数百倍におよぶ人生となってきている。それだけに、自らの手で幸せをつかむためにはどうあらねばならないかが、今日ほど大きく問われていることはない。そして、その女性の一生をささえる条件としての社会保障の意味と在り方も、また積極的に考えられなければならないのである。

ことに女性の平均寿命は、どの国においても男性より長い。つまり夫を見送ったあと、一人でおくる老後が、おとずれるのである。したがって、その老後のための社会保障の問題が、年金、介護などをふくめて、きわめて深刻な課題となってきた。わが国において、老人ホームの入居者の3分の2以上が女性であり、一人ぐらしの高齢者の約8割が女性であることは、そのことを端的にものごとっている。しかもわが国の現在の高齢女性は、戦前の家族制度のもとで育ち、その教育を受けてきた人々である。それだけに、人生を50年と考え、「貯金と子ども」をあてにしてくらしてきた人が多い。また、戦争被害による社会的寡婦といわれてきた独身女性も少なくない。したがって、社会保障が、どうであり、ど

うなるかは、まさに現在、高齢時女性の生存そのものにかかわる問題なのである。

しかも女性と社会保障の関係は、高齢時のみの問題とは限らない。ライフ・サイクルに基づいていうならば、まず児童手当自体が女性の育児労働への手当としての意味をもつと考えられている国も、少なくない。さらに女性が働きつづけるかどうかを左右する保育所問題も、広義の社会保障における課題である。また夫が亡くなった後の遺族年金は、明らかに母子世帯への社会保障として、重要な意味をもっている。わが国の児童扶養手当も同様である。いずれにしても“子生みの性”である女性のライフ・サイクルは、たんに長いというのみでなく、男性のそれと変らざるを得ない。それだけに、“ゆりかごから墓場まで”の社会保障の課題は、男性以上に多く複雑なのである。

ところで、1985年は、国際婦人年最終年であった。わが国も批准をした「女性差別撤廃条約」においても、社会保障に関しては、第11条などに明記されている。この10年間にわが国では、生活保護基準の個人別経費における男女差見直しへの努力や、基礎年金の導入によって女性すべてに年金権の保障がなされるようになった。しかし、後者の場合は、基礎年金の額や就労者の年金において扶養者である無業の妻が離婚した場合の比例報酬部分の利益は認められていないなどの問題がある。また児童手当、児童扶養手当の合理化がなされてきている。それらがはたして、女性の人権をまもるための「女性差別撤廃条約」の趣旨にあうものかどうかを、見究める必要がある。また改善すべきその他の課題を、新たな女性のライフ・サイクルとのかかわりで、教育、労働などに関連させながら、しっかりと検討する必要がある。

(いちばんがせ・やすこ 日本女子大学文学部教授)